


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 25年 5月 31日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
東濱植林 広川町 森林管理プロジェクト ～ 木の国 森づくりシアワセプロジェクト ～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	東濱植林株式会社(トウヒンショクリンカブシキガイシャ)		
住所	東京都中央区日本橋箱崎町 44-5 A-801		
代表者氏名	濱口 吉右衛門	代表者役職	代表取締役 社長
担当者氏名	神林 正紀	担当者 所属部署・役職	取締役 総務部長
担当者 E-mail	tohin.01@tokyo.email.ne.jp	担当者電話番号	03-3666-2060
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名			
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	東濱植林株式会社(トウヒンショクリンカブシキガイシャ) 以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報																																									
プロジェクト概要 ²	<p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>【目的】 持続可能な森林経営を行うことにより、森林による温室効果ガス吸収量の増大を図る。またこれにより、林業の活性化及び他の公益的機能の発揮を目指す。</p> <p>【内容】 環境への配慮も念頭に入れ、市町村整備計画の施業基準に基づいた育林・間伐を積極的に実施するとともに、必要となる作業道の開設を推進し、主伐後は必ず植栽する、持続可能な森林経営を行う。</p> <p>【適格性基準との整合性】 ・ポジティブリストの適格性基準についてはすべての条件で整合する。 ・ガイドラインへの準拠については、基本的には準拠しているが、一部準拠しない場合の説明を行っている。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>該当しない</th> <th>該当する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>森林・林業基本法</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td> ■第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/>その他(具体的に:) </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>森林法</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td> ■第 5 条地域森林計画 ■第 11 条森林施業計画 <input type="checkbox"/>その他 </td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)</td> <td>■</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>種の保存法</td> <td>■</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鳥獣保護法</td> <td></td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>騒音規制法</td> <td>■</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>景観法</td> <td>■</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td>■</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>環境影響評価法</td> <td>■</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>			該当しない	該当する	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	■第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)	2	森林法	<input type="checkbox"/>	■第 5 条地域森林計画 ■第 11 条森林施業計画 <input type="checkbox"/> その他	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	■	<input type="checkbox"/>	4	種の保存法	■	<input type="checkbox"/>	5	鳥獣保護法		■	6	騒音規制法	■	<input type="checkbox"/>	7	景観法	■	<input type="checkbox"/>	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	■	<input type="checkbox"/>	9	環境影響評価法	■	<input type="checkbox"/>
			該当しない	該当する																																					
1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	■第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)																																						
2	森林法	<input type="checkbox"/>	■第 5 条地域森林計画 ■第 11 条森林施業計画 <input type="checkbox"/> その他																																						
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	■	<input type="checkbox"/>																																						
4	種の保存法	■	<input type="checkbox"/>																																						
5	鳥獣保護法		■																																						
6	騒音規制法	■	<input type="checkbox"/>																																						
7	景観法	■	<input type="checkbox"/>																																						
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	■	<input type="checkbox"/>																																						
9	環境影響評価法	■	<input type="checkbox"/>																																						

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

	<p>【採用技術】</p> <table border="1" data-bbox="456 387 1390 801"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンパス 「LS-25 レベルトラ コン」</td> <td>牛方商会社</td> <td>—</td> <td>昭和 50 年頃</td> <td>面積測量に 使用</td> </tr> <tr> <td>バーテックス 「VERTEX III v1.4」 「TRANSPONDER T3」</td> <td>GISupply 社</td> <td>—</td> <td>平成 19 年 3 月</td> <td>樹高測定に 使用</td> </tr> <tr> <td>輪尺</td> <td>株式会社ラン ドアート</td> <td>—</td> <td>平成 22 年 11 月</td> <td>胸高直径測 定に使用</td> </tr> <tr> <td>GPS (iPAQ 212 EnterpriseHandheld)</td> <td>日本ヒューレ ットパッカー ド株式会社</td> <td>—</td> <td>平成 21 年 12 月</td> <td>緯度経度測 定に使用</td> </tr> </tbody> </table> <p>【モニタリング方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動量、地位級、その他吸収・排出係数のモニタリングを実施する。 ・地位級モニタリングについては、その調査業務等を一部外注する。 <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法論に準拠し、GHG 算定を実施している。 <p>【モニタリング体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングプランに記載の通り、モニタリングを実施してモニタリング報告書を作成した後、内部監査を実施し、最終的なモニタリング報告書を吸収量算定責任者の承認のうえで提出する。 <p>【QA / QC 体制】</p> <p>(1) 教育訓練、(2) 情報の保管、(3) データの確認、(4) 内部監査、 (5) 測定機器の維持・管理</p> <p>については、モニタリングプランに記載の手順・仕組みの通り実施する。</p>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	コンパス 「LS-25 レベルトラ コン」	牛方商会社	—	昭和 50 年頃	面積測量に 使用	バーテックス 「VERTEX III v1.4」 「TRANSPONDER T3」	GISupply 社	—	平成 19 年 3 月	樹高測定に 使用	輪尺	株式会社ラン ドアート	—	平成 22 年 11 月	胸高直径測 定に使用	GPS (iPAQ 212 EnterpriseHandheld)	日本ヒューレ ットパッカー ド株式会社	—	平成 21 年 12 月	緯度経度測 定に使用
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																						
コンパス 「LS-25 レベルトラ コン」	牛方商会社	—	昭和 50 年頃	面積測量に 使用																						
バーテックス 「VERTEX III v1.4」 「TRANSPONDER T3」	GISupply 社	—	平成 19 年 3 月	樹高測定に 使用																						
輪尺	株式会社ラン ドアート	—	平成 22 年 11 月	胸高直径測 定に使用																						
GPS (iPAQ 212 EnterpriseHandheld)	日本ヒューレ ットパッカー ド株式会社	—	平成 21 年 12 月	緯度経度測 定に使用																						
<p>プロジェクト実施場所</p>	<p>東濱植林株式会社 広出張所:和歌山県有田郡広川町広 1302-1 広川町社有林:別途 プロジェクト計画書に添付の「地番一覧表」を参照</p>																									
<p><方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積</p>	<p>380.17ha (吸収:374.41ha、排出:5.76ha)</p>																									
<p>プロジェクト期間</p>	<p>2002 年 11 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日 (10 年 5 ヶ月)</p>																									
<p>クレジット期間</p>	<p>2008 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日</p>																									
<p>プロジェクト計画開始 届提出日</p>	<p>2010 年 10 月 4 日</p>																									

妥当性確認終了日		2013年5月31日					
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2	2143	2233	-566	2121	2071	8002
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.4.3					
適用方法論		方法論番号	JRAM 002 ver. 6.3				
		方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営 促進型プロジェクト)				
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止 の措置を講ずる事業 者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)						印

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止措置内容

以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】

類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む)に申請しています

類似制度名: _____

当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由: _____

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】

当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ
 ホームページ URL: http://www.tohin-shokurin.com/

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
 制度名: _____

その他
 具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

備考欄

以上